

2019（平成 31）年度インバウンド受入体制整備促進事業 （Wi-Fi 環境整備支援事業） 募集案内



※ 本事業の実施は、平成 31 年度予算の兵庫県議会での成立が前提となります。

1 事業趣旨

急増する訪日外国人旅行者の受入基盤整備として、特にニーズの高い無料公衆無線 LAN（以下「無料 Wi-Fi」という。）の整備に要する経費について、その一部を補助し、観光施設等における環境整備を重点的に図ります。

2 補助事業者

兵庫県内の補助対象施設において、下記の補助事業（無料 Wi-Fi の設置）を実施する者。

※ 個別の観光施設等からの申請を受け付けます。

3 補助事業

補助対象施設 (1)内の公共スペース等 (2)において、一定の基準を満たす (3)無料 Wi-Fi アクセスポイントの設置を行う事業（2020年2月末までに完了すること）。

(1) 補助対象施設（公立施設を除く観光拠点施設）

①外国人観光客が訪れる公共的な観光施設等

※ 博物館としての登録や文化財としての指定・登録等を受けた施設については、入館料等徴収の有無にかかわらず、公共性を有するものとして対象とします。

※ 社寺等の宗教施設については、年間観光入込客数概ね 1 万人以上の施設とします。

②営利目的の施設に設置する場合は、外国人旅行者に対して無償で観光サービスを提供する公共スペースへ設置することが必要です。

【補助対象施設例】

	該当例	非該当例
観光拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所 ・博物館、美術館 ・文化財 ・社寺 ・商店街のアーケード ・駅の待合所 ・観光施設の公共スペース ・ホテルのロビーで、外国人旅行者に対して、無償で観光サービスを提供している場合、当該部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマパーク、遊園地 ・飲食店 ・土産物屋 ・コンビニ ・宿泊施設の客室 ・交通機関の車両

※ 具体的にどのような施設が「観光拠点施設」に該当するかについては、Q&A をご参照いただくとともに、(公社)ひょうごツーリズム協会までお問い合わせください。

※ 他の補助事業（ただし、県および県外団体が行う他の補助事業を除く）との併用は可とする。ただし、併用する場合は、全体事業を示すとともに、そのうち本事業の補助を受けたい事業や補助対象経費を明確にすること。なお、併用の可否については、他の補助事業の実施主体にもよく確認すること。

(2) 設置場所

飲食・物販・宿泊（客室等）などのスペースを除き、案内窓口周辺・展示スペース・待合スペースなど、公共性を有する場所。

(3) 一定の基準

接続画面の外国語対応（英、中（簡・繁）、韓）や、電話番号・SNS アカウント・メール等を用いた認証方式、その他総務省「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」の内容に準拠した基準を設定。詳細は補助要綱別表 2 を参照のこと。

4 補助対象経費

経費区分	補助対象経費の内容
①機器購入費	無線 LAN（親機）、その他無線 LAN 設置に係る必要と認められる機器の購入に係る経費 ※レンタル機器のレンタル料は、対象外とします。
②設置工事費	電源設置工事費、配線工事費、インターネット回線工事費、その他無線 LAN 設置に係る工事費

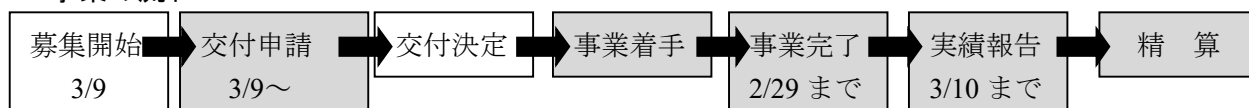
※ 消費税は、補助対象経費に含めることはできません。

5 補助率・補助限度額

区分	補助率	1 観光拠点・施設あたりの補助限度額
① 民間施設	3 分の 2 以内 (千円未満切捨)	20 万円
②民間施設で、他の無料 Wi-Fi 整備に関する補助金の交付を受ける施設	2 分の 1 以内 (千円未満切捨)	20 万円

※ 複数の観光拠点・施設に設置する場合、3 拠点・施設（60 万円）を上限とします。

6 事業の流れ



7 申請方法

(1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②補助事業計画書（別紙 1）
- ③補助事業収支予算書兼経費内訳書（別紙 2）
- ④誓約書（別紙 3）
- ⑤無料 Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面
- ⑥工事費等の見積書（写し）
- ⑦法人の場合は登記事項証明書（履歴事項証明書）、個人の場合は住民票の写し（抄本）
- ⑧その他必要に応じて提出をお願いするもの

※様式の入手方法

（公社）ひょうごツーリズム協会ホームページに掲載。

<http://www.hyogo-tourism.jp/jyosei/wifi.html>

(2) 提出先・提出方法

（公社）ひょうごツーリズム協会まで、郵送又は持参にてご提出ください。

(3) 募集期間

2019（平成 31）年 3 月 9 日（金）から 2020 年 2 月 8 日（金）まで（必着）

※募集期間中であっても補助額が予算額に達した時点で受付を終了します。受付したもののから順次、補助対象者の資格要件等を審査し、決定します。

※交付決定前の事業着手は認められません。

8 提出・問合せ先

（公社）ひょうごツーリズム協会（兵庫県産業労働部国際観光課内）
住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階
TEL：078-362-3697

別表 2 (第 4 条関係)

<p>満たすべき基準</p>	<p>1 外国語表示</p> <p>無料 Wi-Fi に接続する際、日本語と併せて、外国語表示（英語、中国語（繁体字及び簡体字）並びに韓国語を必ず含むこと。）による認証手続きが行われること。</p> <p>2 認証方式</p> <p>利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、無料 Wi-Fi 接続時に、以下の①～③のいずれかの認証方式を原則として採用すること。</p> <p>(※ 1)</p> <p>なお、当認証方式への対応について、システム構築等に時間を要する場合は、2019（平成 31）年度中に対応することをもって、当基準を満たしたものとみなす。</p> <p>①SMS 連携方式</p> <p>②SNS アカウントを利用した認証方式</p> <p>③利用していることの確認を含めたメール認証方式（※ 2）</p> <p>(※ 1) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における無料 Wi-Fi の開放時 ・屋内外を問わず、利用者の容姿、氏名等の確認を取ることが可能な場所での使用時 <p>(※ 2) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。</p> <p>3 暗号化</p> <p>無線 LAN の無線区間について、WPA/WPA2 等による最新の暗号化を設定するか、あるいは暗号化の設定を行わない場合は、利用者に対してその内容を説明し、注意喚起すること。</p> <p>4 アクセスログの保管</p> <p>接続端末の情報等のアクセスログを一定期間（目安として数か月程度）保管し、悪意ある利用が明らかになった場合に、その状況を確認できるようにしておくこと。</p> <p>5 Wi-Fi で接続している端末同士の通信遮断</p> <p>同一の無線 LAN ネットワークへの接続端末間の通信が発生しないよう、プライバシーセパレータ機能を設定すること。</p>
----------------	--

6 その他推奨すること

(1) 設置にあたっては、総務省の「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」に記載されている内容について、十分留意すること。

(2) Wi-Fi アクセスポイントの識別名である SSID については、設置施設側で別に指定がある場合を除き、協会が指定するものを利用することを推奨する。

【協会が指定する SSID】 Hyogo_Free_Wi-Fi_●●●

(●●●は Wi-Fi サービス事業者により異なる。)

(3) Wi-Fi 認証後にリンクされるウェブページについては、設置施設側で別に指定がある場合を除き、協会が指定するサイトに転送させることを推奨する。

【協会が指定するサイト】 <http://www.hyogo-tourism.jp/>

(協会ホームページ「ひょうごツーリズムガイド」)